平成２７年（フ）第４２３号
広島県東広島市安芸津町三津4672番地５　木村アパート１号
債務者　小田多津子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４２５号
広島市東区光町２丁目４番４－201号　セレニティ光
債務者　中村　香苗
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７１号
広島県福山市東川口町５丁目16番26－205号　はやとやマンション
債務者　仕田原文子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第９７号
広島県福山市沖野上町４丁目20番18－301号　ＸＹＺ
債務者　的場　和美
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第５１号
愛媛県西条市船屋甲668番地３　ベル・ヴィオラＫＩ102号、前住所愛媛県新居浜市寿町12番41号
債務者　土遠　志野
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第６５号
愛媛県四国中央市川之江町2661番地２コーポ・ビトー502号、前住所愛媛県四国中央市金生町山田井乙145番地の２
債務者　大平　秋夫
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第６６号
愛媛県四国中央市川之江町624番地２　西新町団地５区の２－22棟４号、前住所愛媛県四国中央市三島宮川４丁目２番11号
債務者　大平　綾子
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第１５号
愛媛県今治市中寺339番地２
債務者　冨田　得善
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第１１３号
福岡県久留米市御井旗崎２丁目19番18－201号
債務者　高木　真理
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２８号
福岡県田川市大字伊加利1958番地７　中央団地４区11－１－５、前住所福岡県田川市中央町６番９号　ステージさんよう136号
債務者　出口昌真子
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第２９号
福岡県田川郡川崎町大字池尻539番地の３
債務者　長曽我部洋子
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第９１号
大分県別府市大字内竈1274番地の４
債務者　谷﨑　郷史
1　決定年月日時　平成27年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４７号
宮崎県日向市美々津町2281番地15　岩切住宅15号
債務者　山内美佐子
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第１１５号
秋田県男鹿市角間崎字家ノ下284番地３
債務者　児玉ゆき子
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５号
新潟県佐渡市春日1150番地10
債務者　小池　春美（旧姓若野）
1　決定年月日時　平成27年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２７年（フ）第１２０号
兵庫県伊丹市御願塚３丁目５番16号
債務者　角　　潤一
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１１０号
神戸市西区池上３丁目４番地の８　池上マンション404号
債務者　新實　亜里
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係